

新潟県市町村の犯罪被害者等支援

犯罪被害者等支援条例を制定している市町村

令和5年7月1日現在

区分	支援総合対応窓口	支援総合対応窓口電話	犯罪被害者等支援条例
新潟市	市民生活課安心・安全推進室	025-226-1113	新潟市犯罪被害者等支援条例
三条市	環境課	0256-35-5574	三条市犯罪被害者等支援条例
柏崎市	市民活動支援課	0257-21-2272	新潟県柏崎市犯罪被害者等支援条例
新発田市	地域安全課	0254-28-9510	新発田市犯罪被害者等支援条例
加茂市	総務課	0256-52-0080	加茂市犯罪被害者等支援条例
見附市	市民税務課	0258-62-1700	見附市犯罪被害者等支援条例
燕市	生活環境課	0256-77-8162	燕市犯罪被害者等支援条例
糸魚川市	環境生活課	025-552-1511	糸魚川市犯罪被害者等支援条例
五泉市	総務課	0250-43-3911	五泉市犯罪被害者等支援条例
阿賀野市	総務課	0250-62-2510	阿賀野市犯罪被害者等支援条例
胎内市	総務課	0254-43-6111	胎内市犯罪被害者等支援条例
田上町	総務課	0256-57-6222	田上町犯罪被害者等支援条例
阿賀町	町民生活課	0254-92-5761	阿賀町犯罪被害者等支援条例
刈羽村	福祉保健課	0257-45-3916	刈羽村犯罪被害者等支援条例

※ 新潟市の電話受理は、月～金（祝日、年末年始を除く）の8:30～17:30

※ 新潟市以外の電話受理は、月～金（祝日、年末年始を除く）の8:30～17:15